

第4次登米市行財政改革大綱

登 米 市

目 次

第 1	第 4 次登米市行財政改革大綱の目的	1
第 2	これまでの行財政改革の取組と課題	1
1	これまでの行財政改革の取組	1
	(1) 第 1 次行財政改革（計画期間：平成 18 年度～平成 22 年度）	
	(2) 第 2 次行財政改革（計画期間：平成 23 年度～平成 27 年度）	
	(3) 第 3 次行財政改革（計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）	
2	第 3 次行財政改革の検証と引き継ぐべき課題	2
	(1) 協働によるまちづくりの推進	
	(2) 持続可能な財政運営の推進	
	(3) 効率的な行政運営の推進	
第 3	第 4 次登米市行財政改革大綱の基本理念と基本方針	5
1	登米市の現状と今後の課題	5
	(1) 財政の推移と今後の見通し	
	①合併時から令和元年度までの人口と市税等の状況	
	②普通交付税の見通しと基金の状況	
	③地方債・公債費・地方債残高の推移と将来負担比率	
	(2) 職員数と人件費の状況	
	(3) 建物公共施設の状況	
2	基本理念	10
3	体系	10
4	基本方針	11
	(1) 持続可能な財政運営の推進	
	①財政健全化の推進	
	②行政サービスの負担水準の適正化	
	③公共インフラの適正な管理	
	④税収・税外収入の確保	
	(2) 行政運営の効率化	
	①人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築	
	②スマート行政の推進	
	③経費の節約、業務効率化の推進	
	(3) 協働、連携による取組の推進	
	①市民活動の支援によるまちづくりの推進	
	②公民連携の推進	
	③自治体間連携の推進	
第 4	第 4 次登米市行財政改革大綱の進め方	17
1	計画期間	17
2	推進体制と進行管理	17
	(1) 推進体制	
	(2) 進行管理	
3	体系図	18

第1 第4次登米市行財政改革大綱の目的

本市では、効率的で質の高い行財政運営を実現するため、平成17年度以降、3次にわたり登米市行財政改革大綱を策定し、協働のまちづくりの推進体制の充実や、行財政基盤の強化など、様々な行財政改革に取り組んできました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化の進行により本市を取り巻く環境が大きく変化する中、市税収入の伸び悩みや公共施設の集中的な整備などにより、本市の財政状況は年々厳しさを増しています。

特に、本市の財政見通しにおいては、歳入面では普通交付税の合併算定替後5年間の段階的縮減期間を終え、令和3年度からは一本算定に移行することで、平成27年度と比較して、約37億円の減額が見込まれており、また、歳出面では少子高齢化の進行に伴う社会保障費の増加や老朽化した公共施設や道路等の整備・更新・維持管理などに多額の費用が見込まれています。

こうした中、多様化・高度化する市民ニーズや新たな行政課題に的確かつ迅速に対応し、安定した公共サービスの提供と第二次登米市総合計画の着実な推進を図るためには、これまでの行財政改革の取組をより一層深化していくとともに、新たな施策を実現するための財源を生み出すビルド・アンド・スクラップ¹の理念の下、事業の選択と集中により、身の丈に合った行財政運営を行っていく必要があります。

本市の行財政運営の大きな転換点となっている今こそ、行財政改革を登米市の持続的な発展を支える礎と位置付け、市民の理解をいただきながら全庁一丸となって取り組んでいくため、第4次行財政改革大綱を策定するものです。

第2 これまでの行財政改革の取組と課題

1 これまでの行財政改革の取組

本市では、これまで平成17年度及び平成22年度並びに平成27年度の3次にわたり行財政改革大綱を策定し、厳しい財政状況や大きく変化する社会経済環境に対応しつつ、行政サービスの向上を図るため行財政改革の取組を進めてきました。

(1) 第1次行財政改革（計画期間：平成18年度～平成22年度）

行財政改革は、行政運営における単なる縮減や削減を行うのではなく、行政の役割や在り方、行政組織、行政サービスの提供方法など行政運営全体の見直しを行っていくという考えの下、「市民満足度の向上」という行政の使命を踏まえ、「成果重視」と「市民と行政の協働」という2つの視点から取組を行ってきました。

また、行財政改革大綱に掲げた推進項目を着実に推進するため、集中改革プランを策定して取り組んできました。

(2) 第2次行財政改革（計画期間：平成23年度～平成27年度）

市民と行政はパートナーであるという意識の醸成を図り、市民や市民活動団体、コミュニ

¹ ビルド・アンド・スクラップ

選択と集中により、優先する事業を定めその事業を行うために、既存事業を見直し財源を捻出する取組。

ティ組織などがそれぞれの役割を担って、積極的に行政運営に参加できる仕組みづくりの推進が必要なことから、「市民参画と連携、協働による改革」を基本方針に掲げ、「市民とのパートナーシップの確立」「行政機能の効率化と職員の意識改革」「持続可能な財政基盤の確立」の3つを改革の柱として、行財政改革に取り組んできました。

(3) 第3次行財政改革（計画期間：平成28年度～令和2年度）

地域資源を活かした個性的で魅力的なまちづくりを推進していくためには、財政の健全性を維持しつつ、市民と行政がそれぞれの役割と責任を担いながら連携と協力を進めていく協働体制の確立が重要であるため、「協働による持続可能な行財政運営の構築」を基本理念として掲げ、「協働によるまちづくりの推進」「持続可能な財政運営の推進」「効率的な行政運営の推進」の3つを基本方針として、行財政改革に取り組んできました。

第1次から第3次行財政改革効果額

計画期間	効果額		
	目標	実績	達成率
第1次行財政改革（H18～22）	4,184,630千円	3,227,927千円	77.1%
第2次行財政改革（H23～27）	4,087,858千円	5,205,401千円	127.3%
第3次行財政改革（H28～R2）	4,027,484千円	2,975,197千円	73.8%

※第3次行財政改革の実績及び達成率は、令和元年度までの4年間の数値。

2 第3次行財政改革の検証と引き継ぐべき課題

(1) 協働によるまちづくりの推進

①市民参画によるまちづくりの推進

地域においては、役員の高齢化や固定化により後継者不足が顕在化する中、協働によるまちづくりを担う人材を育成するため、集落支援員やコミュニティ組織役員等の育成支援、中間支援組織による市民活動への支援を行ってきました。

今後も自助・共助・公助の考え方にに基づき、協働の理解浸透を図りながら市民活動を担う人材の育成や各コミュニティ組織等の基盤の強化を支援していくとともに、市民ニーズを踏まえた質の高いサービスを目指し、協働による公共サービスの提供を図る必要があります。

②多様な担い手との連携強化

利用者へのサービスの向上や経費の削減が期待できる施設については、指定管理者制度の導入を推進してきました。

また、保育所・幼稚園の再編に伴う認定こども園の設置については、安定的な経営を考慮し、地域の保育所等の存続を優先するとともに、民間への経営移譲や子育て環境の変化に対応した施設の整備等、市民ニーズに応じた事業を展開してきました。

公共施設の管理については、計画した施設で譲与等が進まず、設定目標に対する削減効果が上がりませんでした。計画以外の施設の地域移管や民間譲渡、除去等を実施しました。

今後は、計画的な施設の閉鎖や統廃合、他用途への転用などの効率的な管理運営を推進する必要があります。

③公正の確保と透明性の向上

広報紙やホームページ、フェイスブックを活用しての安定的、継続的な情報発信やメール配信サービスにより行政情報の発信強化を行うことで透明性を確保するとともに、パブリックコメントや市政モニターからの意見聴取により、市民意向の反映に取り組んできました。

今後も、さらに開かれた市政を推進し、市政への市民参加を促すために、広く情報発信と情報共有に努め、市政に対する市民の理解と関心を深める必要があります。

(2) 持続可能な財政運営の推進

①計画的な財政運営の推進

市の財政状況は、普通交付税の大幅な減額などの影響により、これまで以上に厳しい財政状況が続くと見込まれていることから、行財政改革の着実な推進とともに、財政健全化基本指針及び長期財政計画の下、適正な財政規模への移行に向けた取組を推進してきましたが、数年後には財政調整基金の枯渇が見込まれるなど、危機的な財政状況です。

このような状況の中、喫緊に取り組むべき行動をまとめた財政健全化中期行動計画を策定したところであり、更なる歳入確保と歳出削減に計画的に取り組み、健全で持続可能な財政運営の推進を図ることが必要です。

②安定的な財源の確保と経費の節減・合理化

滞納繰越分の市債権を一元管理するとともに、徴収率の向上を図るため、各種研修への参加や、県滞納整理機構への職員派遣を行い滞納整理に関する職員のスキルアップに努めてきました。

また、税外債権についても徴収強化に取り組んできましたが、新たな滞納者の増加や納付意識の希薄化により目標収納率に達しないものも見られることから、市民負担の公平性の観点から、適正な債権管理に努めていくことが必要です。

歳出面においては、登米市定員適正化計画に基づく人件費の削減のほか、公共工事のコスト縮減や物件費の削減等に成果が見られていますが、今後も引き続き経費削減の取組が必要で

③地方公営企業等の経営健全化

病院事業や下水道事業については、経営健全化に努めてきましたが、一般会計からの多額の繰出金を継続的に支出しており、市財政への影響が大きいものであることから、事業の経営改善を進めながら、経営健全化に向けた更なる取組が必要です。

また、第三セクターについては、各法人の運営状況と公的関与の在り方等について点検評価するとともに、経営の抜本的改善や民営化、整理解散等の見直しを実施してきており、引続き自立に向けた取組が必要です。

(3) 効率的な行政運営の推進

① 効果的な組織機構の構築

本市では合併以来、行政需要に合わせた小規模な組織改編を行ってきたものの、組織骨格の大幅な見直しには至っていなかったことから、地方分権に伴う事務移譲や新たな行政需要に対応し、かつ、類似・重複する事務事業の整理統合を進めるため、「効果的で実効性の高い組織」「コンパクトで機動的な組織」など、5つの視点を掲げ、市民サービスの向上及び組織の最適化を目指し、令和2年4月に行政組織の改編を行いました。

今後は、財政規模の大幅な縮小が確実に見込まれる中、本庁及び総合支所の業務見直しによる組織体制の簡素化・効率化や、市民と行政が共に公共サービスを担っていく仕組みづくりを進める必要があります。

② 人材の育成及び確保

高度化・多様化する市民ニーズや社会情勢に対応し様々なサービス提供を行うために、職員一人一人の能力向上と高度で専門的な知識の習得が求められています。

そのため、市主催の研修会のほか、他機関主催の研修会にも職員を派遣し、自律行動型職員の育成を図ってきました。

また、登米市定員適正化計画に基づき、行政需要の変化に対応した職員の任用・配置を行ってきました。

今後は、職員の倫理観と危機管理意識の浸透や定着を図り、意識と能力の高い職員の育成と、ワークライフバランス¹を意識した職場環境の改善を図っていく必要があります。

③ ICTの積極的な活用

電子申請サービスの推進やコンビニエンスストアでの証明書等の交付サービスの推進を行うなどICTの活用を進めてきましたが、利用件数が目標に達しませんでした。

また、公共施設のWi-Fi化については、総合支所や市立病院等に公衆無線LANの設置を行いました。

ICTの効果的な活用は業務の合理化や経費削減につながることから、今後も技術進展の動向や先進事例、実証実験の結果などを基に、運用に当たっての課題の検討などを行い、業務への導入を推進する必要があります。

¹ ワークライフバランス
仕事と生活を調和させることで得られる相乗効果・好循環のこと。

第3 第4次登米市行財政改革大綱の基本理念と基本方針

1 登米市の現状と今後の課題

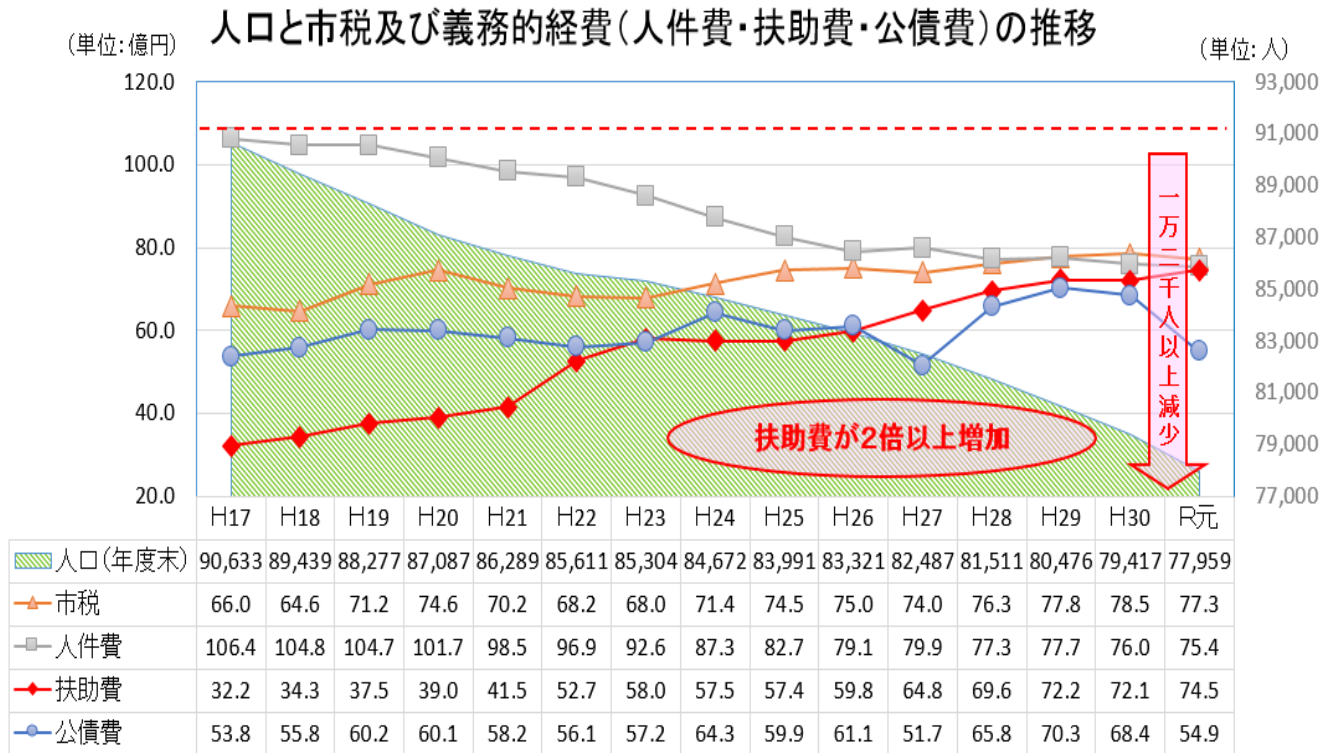
(1) 財政の推移と今後の見通し

①合併時から令和元年度までの人口と市税等の状況

本市の人口は、平成17年の合併時と比較して、1万2千人以上減少し、市税収入においては、市民税等の増加で微増の傾向でしたが、令和元年度決算では減少に転じています。

財政面では、歳出の義務的経費のうち、人件費が行財政改革などの取組により減少しているものの、扶助費は子育て支援や高齢者支援等への経費が年々増加し、合併時の2倍以上に増加しています。

今後、さらに人口減少・高齢化が進むことなどで、税収入の減少や医療・介護などの社会保障費の増加が見込まれます。



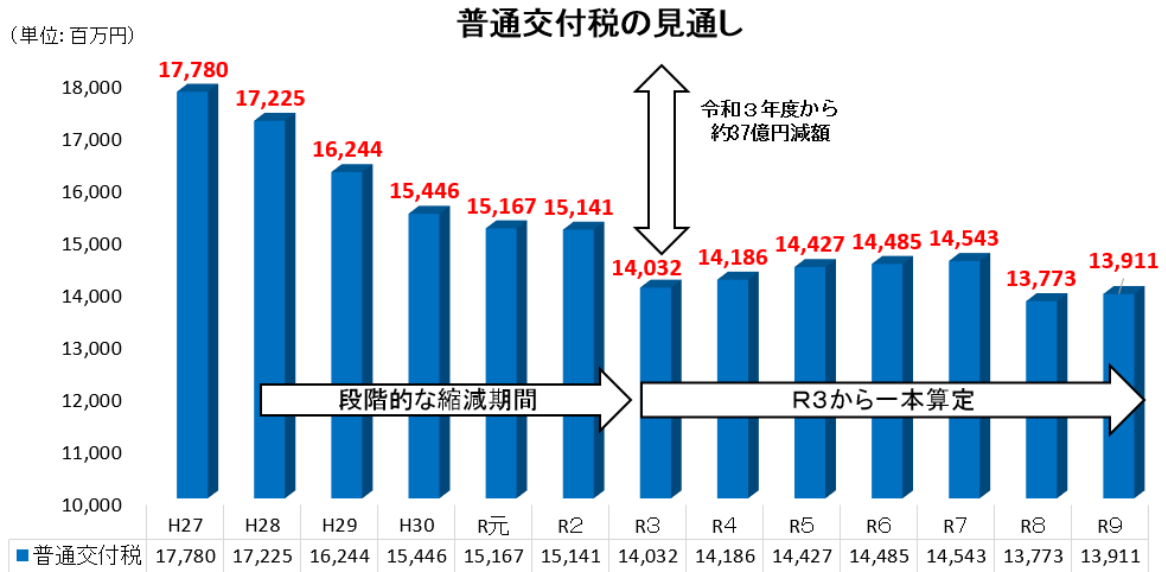
(資料：H17～R元決算書)

②普通交付税の見通しと基金の状況

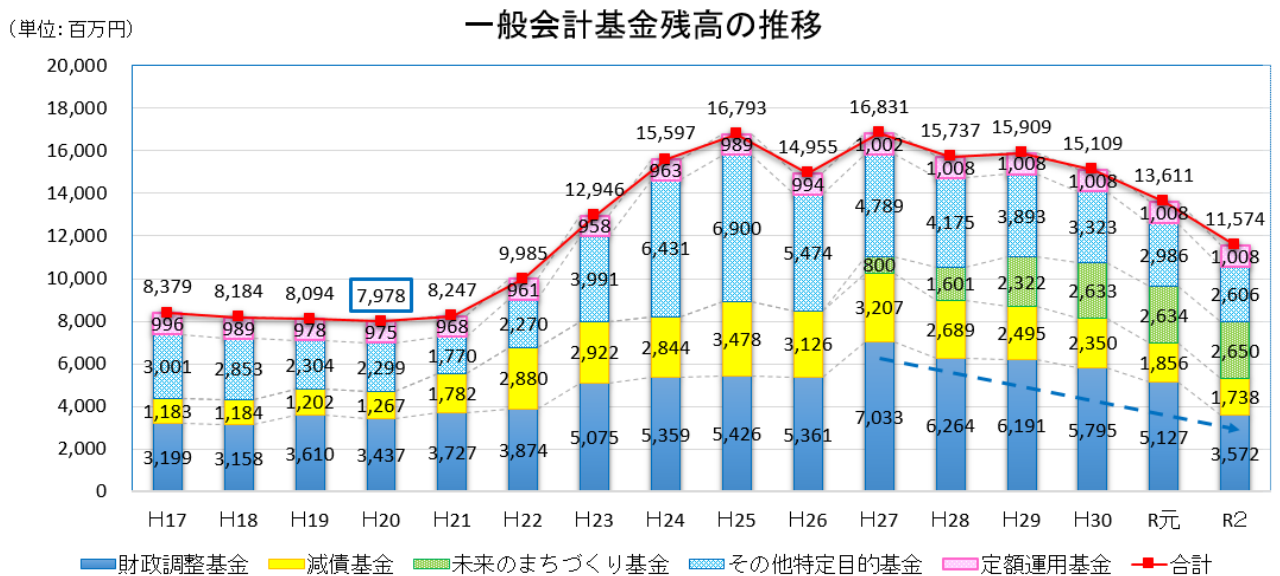
自主財源の割合が30%に満たない本市においては、歳入の大半を国からの地方交付税や各種交付金などの依存財源に頼っています。

そのような中、普通交付税は合併算定替終了などにより、大幅な減額が見込まれています。

また、基金残高は平成27年度をピークに減少を続けており、財政調整基金の枯渇が懸念される事態となっています。



(資料: H27~R元決算書、R2交付決定額、R3~9交付見込額)

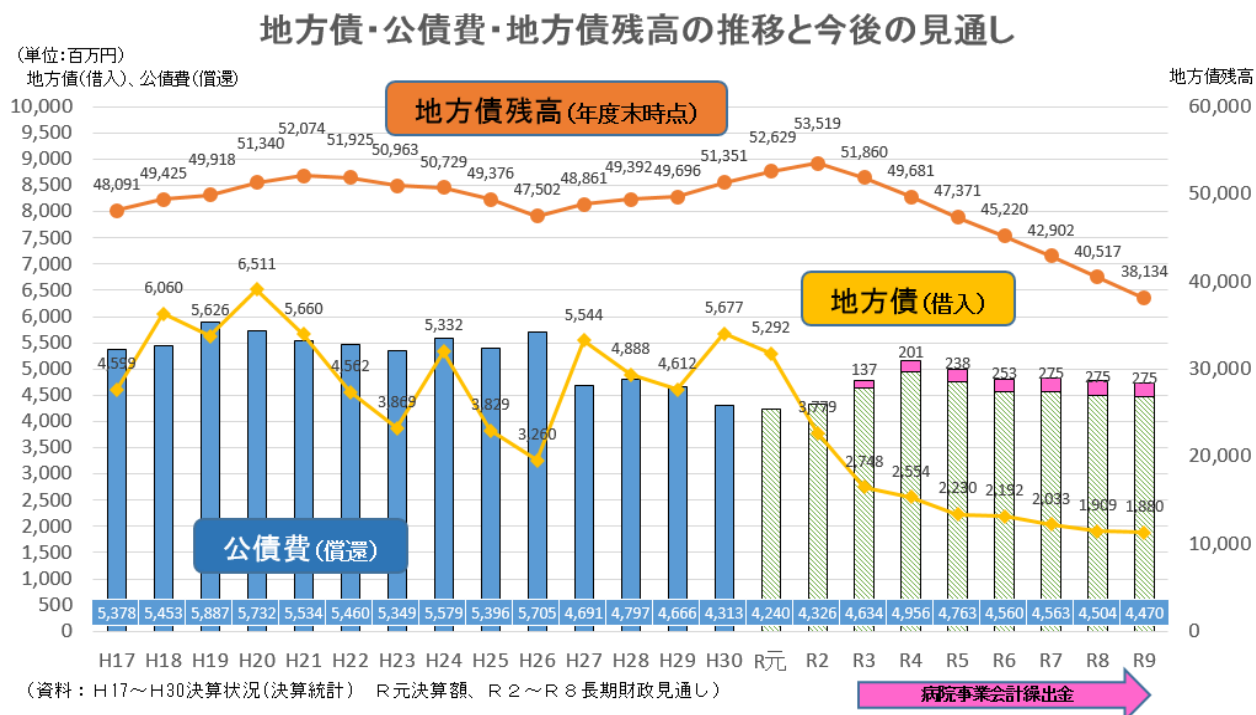


(資料: H17~R元決算書、R2当初予算)

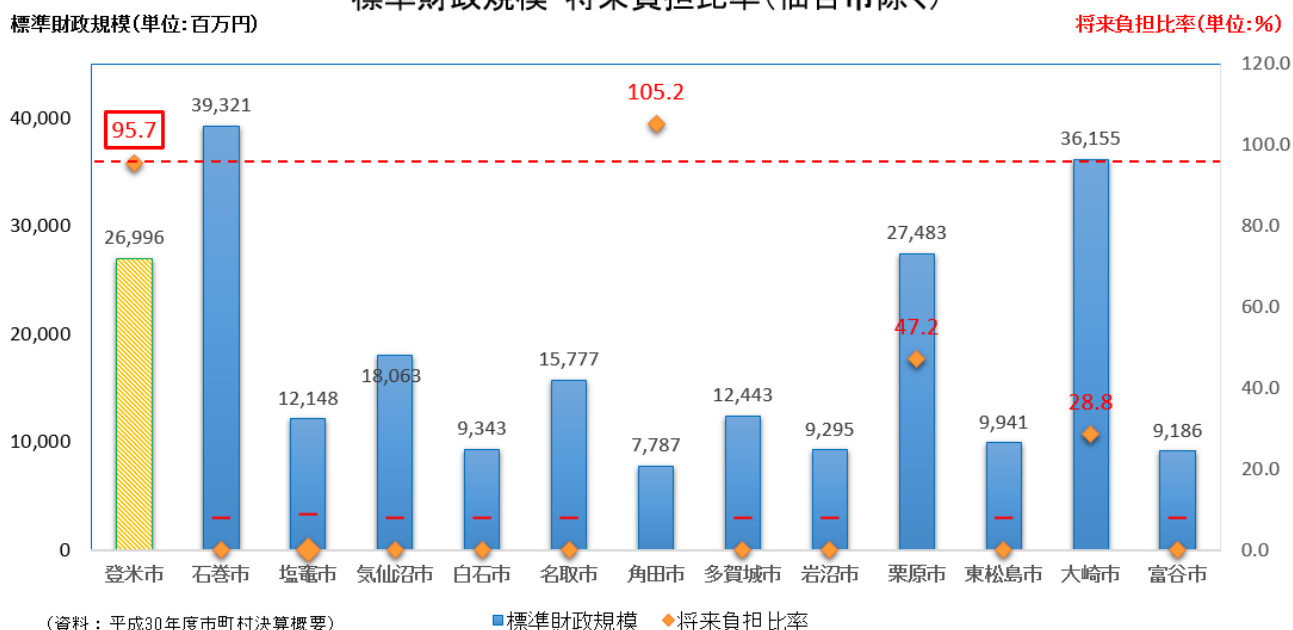
③地方債・公債費・地方債残高の推移と将来負担比率

地方債残高は平成21年度をピークに減少傾向でしたが、平成27年度から増加に転じ、令和元年度末の地方債残高は市税収入の約6.8倍に当たる約526億円となっています。合併後、多数の施設整備が行われたため、地方債残高が膨らみ公債費や施設の維持費用が重い負担となっています。

また、一般会計の市債や職員の退職金等、将来支払っていく可能性のある負担等の残高を指標化した将来負担比率は、県内13市の中でも最高位の域にあります。



標準財政規模・将来負担比率(仙台市除く)

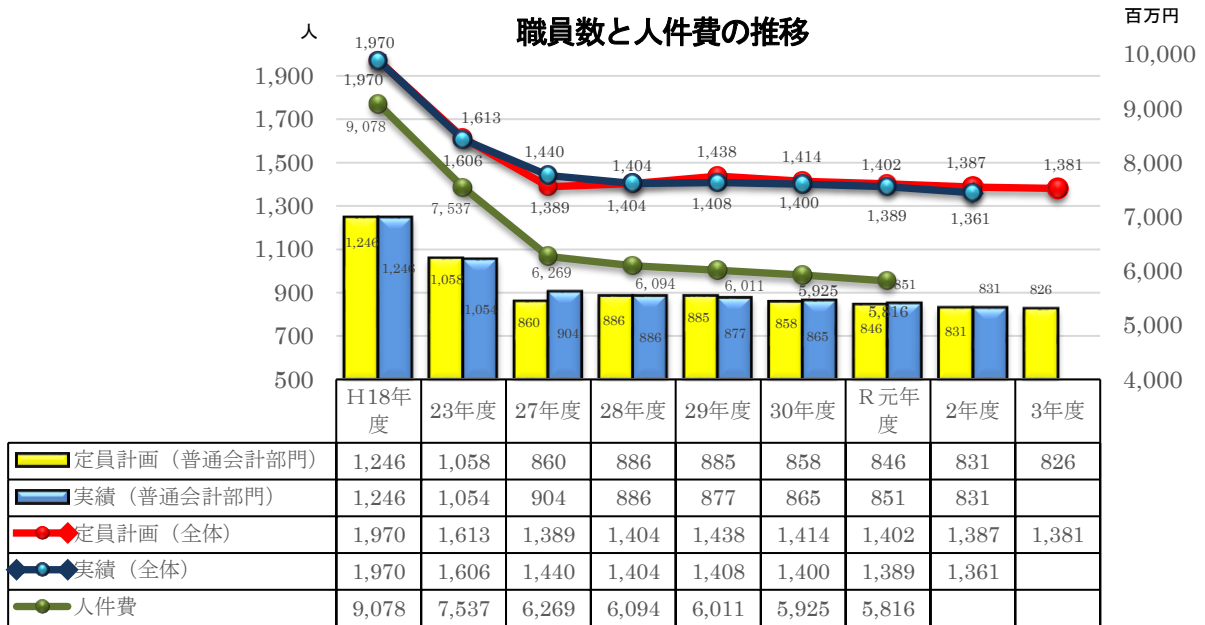


(2) 職員数と人件費の状況

本市がスタートした平成17年4月1日の職員数は、全体（公営企業含む）で1,997人となっていました。

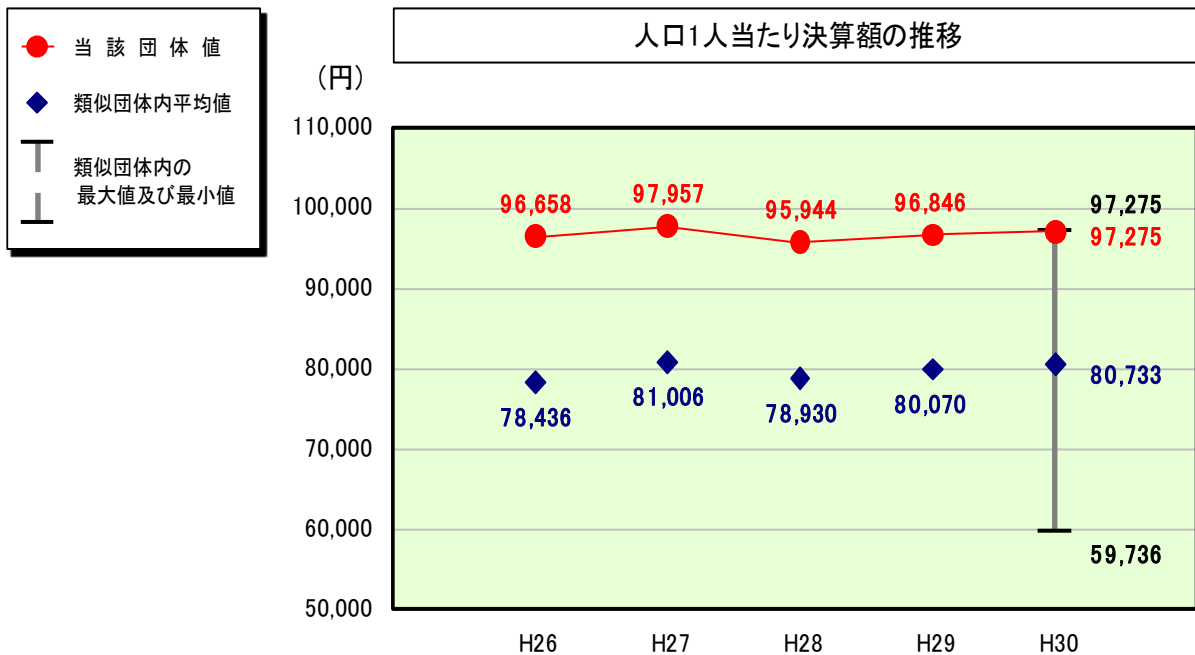
その後、登米市定員適正化計画に基づき、職員の適正配置などに努めた結果、令和2年4月1日現在の職員数は1,361人となり、合併時より636人の減となっています。

今後は、人口一人当たり決算額に係る人件費が類似団体平均水準になるよう、さらに組織の効率化や、事務事業の見直しに伴う職員の適正配置の取組が必要です。



（資料：第3次登米市定員適正化計画、決算書）

人件費及び人件費に準ずる費用の分析



（資料：宮城県市町村課 平成30年度の県内の市町村の財政状況資料集 ※当該団体値は登米市の値をいう。）

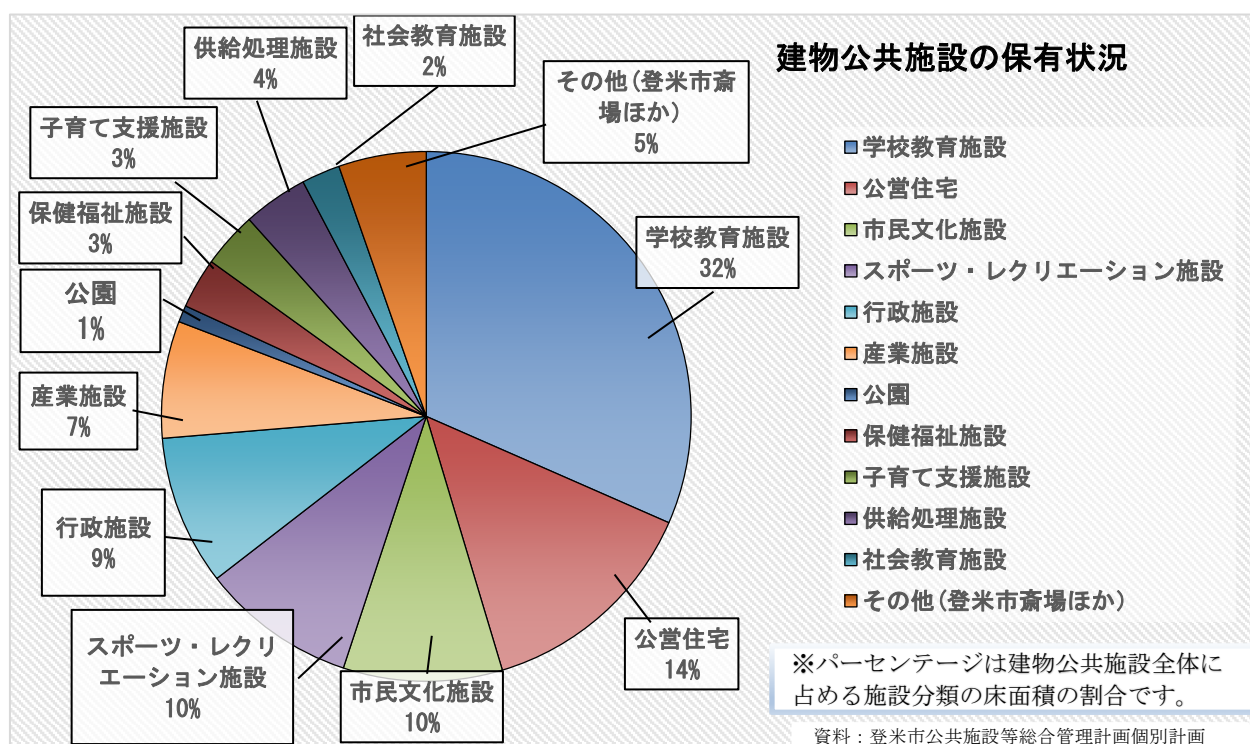
(3) 建物公共施設の状況

本市は、合併前の9町においてそれぞれ整備した多くの施設を引き継いでおり、令和2年3月1日時点で本市が所有する建物公共施設は655施設で、設置目的やサービス内容が類似する施設も多く見られます。

今後、老朽化による建替えや大規模改修に要する費用が増大していくものと見込まれることから、公共施設等総合管理計画個別計画に基づいて、最適な配置と効果的な管理を行っていく必要があります。

建物公共施設の分類別保有状況

分類	施設数	棟数	面積 (㎡)
学校教育施設	39	204	155,228
公営住宅	73	403	67,792
市民文化施設	39	83	47,725
スポーツ・レクリエーション施設	56	99	46,459
行政施設	227	252	45,037
産業施設	38	56	35,124
公園	65	101	5,026
保健福祉施設	22	32	15,164
子育て支援施設	24	47	16,765
供給処理施設	5	15	19,467
社会教育施設	18	32	11,551
その他(登米市斎場ほか)	49	92	26,301
合計	655	1,416	491,639



2 基本理念

合併後 16 年が経過しようとしている本市は、これまで誰も経験したことがない人口急減・超高齢社会において多くの課題を抱え、厳しい財政状況に直面していきます。

この急激な変化の中で、本市が持続的に発展していくためには、歳入に見合った歳出を基本に、歳入の確保と、選択と集中による行政課題への的確な対応、経費全般の徹底した見直しにより、適正な財政規模へ移行し、市政運営の根幹である財政を健全な状態で運営していくことが必要です。

このため、本大綱では「**適正な財政規模への移行による持続可能な行財政運営の推進**」を基本理念として掲げ、行財政改革の取組を推進します。

3 体系

第 4 次行財政改革大綱を確実に実行するため、「持続可能な財政運営の推進」「行政運営の効率化」「協働、連携による取組の推進」の 3 つを基本方針として行財政改革を推進します。

また、この 3 つの基本方針を具体化するため、重点項目を設定して改革を推進します。

(1) 持続可能な財政運営の推進

- ① 財政健全化の推進
- ② 行政サービスの負担水準の適正化
- ③ 公共インフラの適正な管理
- ④ 税収・税外収入の確保

(2) 行政運営の効率化

- ① 人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築
- ② スマート行政の推進
- ③ 経費の節約、業務効率化の推進

(3) 協働、連携による取組の推進

- ① 市民活動の支援によるまちづくりの推進
- ② 公民連携の推進
- ③ 自治体間連携の推進

4 基本方針

(1) 持続可能な財政運営の推進

令和2年度をもって普通交付税の合併算定替による特例加算措置が終了となり、令和3年度からは一本算定となるなど、一般財源の大幅な減額が見込まれることから、持続可能な財政基盤の確立を図るため、適正な財政規模への移行と地方債残高の抑制に向けた取組を推進します。

①財政健全化の推進

○財政規律の確立と持続可能な財政運営

一般会計の地方債残高が令和元年度末に約526億円に達したことに加え、将来負担比率が県内最高水準の95.7%（H30決算）となり、財政調整基金の枯渇が懸念されるなど深刻な財政状況となっていることに鑑み、財政健全化中期行動計画を策定し、国の早期健全化基準¹を見据え、財政規模、財政調整基金年度末残高、地方債発行額などにおいて市独自の財政規律を導入したところであり、この目標達成に向けた健全な財政運営を推進します。

また、市の財政状況について、広く市民にお知らせするために、市の広報紙、ホームページ等において積極的に情報発信します。

○市単独事業の適正化

国の基準や県内の他の自治体の実施水準を超えて実施しているサービスや、本来国や県が行うべき事業を市が単独事業として実施しているような事業については、財政的に大きな負担となっていることから、適正化を図ります。加えて市の一般財源による補助金や交付金等についても見直します。

○公営企業の経営健全化

・公営企業等への繰出金の縮減

病院事業、下水道事業への繰出金が財政的に大きな負担となっていることから、効率的な経営に努め、事業の健全化を推進し、繰出金の縮減を図ります。

・第三セクターの見直し

法人の自立化を図るため、第三セクターの事業の状況等について指導・監督しながら、完全民営化に向けて取り組みます。

②行政サービスの負担水準の適正化

○公共施設の使用料・手数料の適正化

公共施設は、本来、受益者負担の原則の下、利用者からの使用料により運営されるべきものですが、本市においては長年にわたり据え置かれていることに加え、使用料については減免対象が広いうえ、減免割合が大きくなっている状況にあります。

¹ 早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全性に関する基準。財政健全化法で規定された実質赤字比率・連結実質赤字比率・将来負担比率のいずれか基準値を超えた場合、財政健全化団体として自主的・計画的な財政の健全化が求められる。

こうした状況に鑑み、使用料に加え手数料の水準、減免の在り方、改定サイクルのルール化などを検討し、適正化を図ります。

○行政サービスの維持に係る負担の適正化

放課後児童クラブの利用や健康診断の受診、有機センター利用等のサービスについては、持続的な行政サービスの提供や施設を維持するため負担水準の適正化を図ります。

③公共インフラの適正な管理

○公共施設管理の適正化

・公共施設等総合管理計画個別計画の推進

公共施設等総合管理計画個別計画の下で公共施設の再編、合理化など、公共施設の適正化を推進し、平成27年度を基準年とし20年間で25%の保有総延床面積の縮減を図ります。

・公共施設マネジメントの確立

公共施設の整備に当たっては、効率的で効果的な活用ができるよう複合化、多機能化することとし、原則として単機能の施設の整備は行わないこととします。

加えて、総工費だけでなく、その後に見込まれる毎年の地方債の償還額、維持費用、修繕費を明らかにした上で、検討を行うことのルール化（費用総額の見える化）を図り、公共施設の管理を推進します。

○社会インフラ管理の適正化

道路、橋梁など社会インフラの維持管理費の捻出が喫緊の課題であることから、新設整備は極力抑制し、計画的な修繕、長寿命化、予防保全への対応に財源を振り向けます。

新たな社会インフラの整備については、事業効果や費用対効果を見極め、必要に応じて計画の見直しを行い適正な管理を推進します。

④税収・税外収入の確保

○財源の創出

ふるさと納税については、平成30年度をベースとして倍増以上を目標として積極的に推進します。企業版ふるさと納税¹やガバメントクラウドファンディング²など新たな手法の導入を検討します。

また、広報紙及びホームページへの広告掲載に加え、バス停への広告掲載、職員のパソコンへの電子広告の導入など、公共施設等を活用して税外収入を確保する手段を実施します。

さらに、市が保有する各種の基金を一体的に、確実かつ効率的な運用を行い、運用益の増加を図ります。

¹ 企業版ふるさと納税

企業が寄附を通じて地方公共団体の行う地方創生の取り組みを応援した場合に、税制上の優遇措置が受けられる仕組みのこと。

² ガバメントクラウドファンディング

地方自治体や政府が、インターネット上で実施事業やプロジェクトを具体的に示し、共感した人から寄附を募る仕組みのこと。

○市保有資産の売却等

・市保有資産の売却の促進

今後の利用見込みのない遊休資産となっている土地や有価証券等の資産については売却を検討します。

・市保有財産に係る貸与の適正化

市保有財産を貸与する場合には、原則、有償とすることを徹底します。すでに長期、無償貸与になっているものについては、事業者の理解を得て、可能なものについては契約の見直しを行います。

○債権確保策の強化

・市税、使用料等の収納率の向上

納税意識の向上や口座振替の推進、職員のスキルアップ等により、市税や各種料金等の収納率向上を図ります。

(2) 行政運営の効率化

社会の潮流や新たな課題、変化に対応するために、これまでの常識とされた考え方や慣習にとらわれず、行政運営においても行政を経営するという視点から、コストパフォーマンスを意識した経営感覚とスピード感を持って、成果重視の行政運営を推進していきます。

① 人口変動、社会情勢に適応した行政組織の構築

○行政組織の効率化と職員の育成

今後の人口変動や社会情勢を見据え、部署間の所掌事務の重複解消を図り、コンパクトで機動的なものとなるよう、支所機能の在り方を含め、将来的な規模、適正な配置などを検討します。

また、新たな行政課題に的確に対応していくため、職員一人一人の能力を可能な限り引き出し、時代の要請に柔軟に応えられる創造性や積極性のある人材の育成に取り組むとともに、登米市職員倫理行動規範に基づく倫理観の徹底やコンプライアンスの推進により、公正に職務を執行する職員を育成します。

○人件費等の適正化

・定員管理・人件費の適正化

平成30年度の本市の人口千人当たりの職員数が10.66人（類似団体平均7.61人）、人件費・これに準ずる費用の人口一人当たりの決算額が97,275円（類似団体平均80,733円）と、それぞれ類似団体中の最高位となっていることに鑑み、類似団体平均水準を目指して適正化に取り組みます。

②スマート行政の推進

○ICT¹の導入による業務効率化の推進

・ペーパーレス化、テレワーク²の実現と環境整備

庁内のすべてのパソコンをデスクトップ型からノートパソコンに転換し、会議、打合せ等において、原則、紙の資料の配布を省略（ペーパーレス化）するとともに、ICTを利用し、時間や場所を有効に活用できるテレワークを実現します。

また、ペーパーレス化を推進するため、その前提となるセキュリティの高いWi-Fi環境の整備を図ります。

・AI³、RPA⁴等の導入の推進

事務の正確性や迅速性を高め、省力化を図るため、定型的な業務におけるRPAの導入を推進するとともに、学習が求められる業務へのAIの導入を推進します。

○マイナンバーカードの利用促進

保険証としての利用が予定されているマイナンバーカードについては、印鑑登録証、図書館利用カード、社会保障、選挙、税務等におけるオンライン手続きなどにおいて積極的な利用を促進し、行政効率の向上を図ります。

③ 経費の節約、業務効率化の推進

○経費の節約等

施設管理、点検業務などの委託費については、原則、単年度の契約をやめ、可能な限り包括、複数年化、広域化などにより総額の節減に努めます。

また、公用車については、維持管理費の低減を図るため、特段の事情がない限り、原則、軽自動車とします。

さらに、消耗品の購入については、四半期ごとに一括調達するなどの仕組みを導入するほか、大きな財政負担となっているパソコン、教育コンピューター等の調達について、超低コストでの調達を推進するほか、ビジネスアプリケーション維持コストの削減についても検討します。

そのほか、毎年5月の「業務カイゼン月間」において、経費の節約や収入確保につながるアイデア等について募集し、効果の見込める提案は取組を推進します。

¹ ICT

「Information and Communications Technology」の略。「情報通信技術」のこと。情報・通信に関連する技術一般の総称。

² テレワーク

「tele=離れた場所」、「work=働く」という意味。柔軟に働くことができる勤務形態のこと。

³ AI

「Artificial Intelligence」の略。「人工知能」のこと。コンピューターが人間のように過去の事例から学習・分析し、それらをもとに推測する機能を有するもの。

⁴ RPA

「Robotics Process Automation」の略。ソフトウェアロボットが事前に作成したシナリオに基づきプログラムを実行する仕組みのこと。

(3) 協働、連携による取組の推進

人口減少や少子高齢化の進行の中、行政ニーズも多様化しており、行政単独ですべての課題解決を図ることは今後ますます困難となるため、市民や市民活動団体、企業、NPOなどの多様な主体が、それぞれが持つ知恵や経験、資源を補完しながら、単独では成しえなかった地域課題の解決に向けて連携・協力して取り組み、ともに地域を支えていく協働によるまちづくりを推進します。

また、行政サービスの在り方を見直し、民間のアイデアやノウハウを活用することで利用者のサービスの向上につながるよう、多様な担い手との連携強化の取組を推進します。さらに、近隣自治体との事業の共同実施、施設の共同利用等について検討します。

①市民活動の支援によるまちづくりの推進

○地域の担い手の育成、まちづくりの推進

市民がまちづくりの主体として自らまちづくりに関わっていく意識を醸成し、地域活動や市民活動を担う人材の育成に取り組みます。

また、これまでのようにあらゆる公共サービスを行政のみが担うことは難しくなってくると予想され、地域自ら課題解決に向けた取組が必要となることから、スキル向上のための研修会や各種講座の開催などに取り組み、地域づくりを担うコミュニティ組織や市民活動団体の活動を支援します。

○市政への市民参加の推進

審議会や各種委員会の委員への就任等、市民が市政に関わる機会を確保し、市政に対する市民の理解を深めるとともに、より分かりやすく開かれた市政を推進するため、市政情報の積極的な発信に取り組みます。

また、広聴活動の推進を図るとともに、市民ニーズに適応した施策の展開を行うための市民意向調査を実施し、市民意向の反映に取り組みます。

②公民連携の推進

○民間委託と民営化の推進

これまで市が担ってきた公共サービスを民間事業者が提供することにより、サービスの向上や経費の節減につながる場合には、業務の運営に関するチェック体制等、行政としての責任を確保しながら、民間活力の活用を積極的に推進します。

また、民間でのサービス提供が可能な取組については、民間への移譲を推進します。

○多様な主体との連携強化

産業・学識・官庁・金融等の分野で構成する地域プラットフォーム¹のノウハウ等を活用し、地域企業がPFI²事業の担い手として参画しやすい環境整備を図ります。

¹ 地域プラットフォーム

地域課題の解決に向けて、地域に暮らす住民自らが積極的にに関わり、それぞれが得意とするネットワークや知恵を活かしながら、地域の理想の将来像を考えるための話し合いの場のこと。

² PFI

「Private Finance Initiative」の略。公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る手法のこと。

また、公共施設の整備、利活用、維持管理などにおいてPPP¹／PFIなど民間との連携による取組を推進します。

③自治体間連携の推進

○近隣自治体とのICT利用環境の共有化

・自治体クラウド²の導入、ICT機器等共同調達の実施

高額な維持費用が大きな財政負担となっている情報システムの維持費用の低減化を図るため、先行自治体の事例を参考に、近隣自治体と連携し、早期のクラウド導入を目指し、情報システムの集約と共有利用を実現します。

○近隣自治体との事務事業等の連携

・事業の共同実施、施設の共同運用

近隣自治体と連携することで住民の利便性の向上、経費の削減、事務事業の効率化につながる可能性があることから、事業の共同実施、施設の共同運用が実施可能なものがないか検討し、実現可能なものから取組に着手します。

・消防、上下水道事業の広域的な連携の検討

今後の人口動態を見据え、消防、上下水道事業などについて、近隣自治体との広域的な連携の在り方について検討を行います。

¹PPP

「Public Private Partnership」の略。「官民連携事業」と和訳される。官民が連携して公共サービスの提供を行う手法で、この中にPFI、指定管理者制度、包括的業務委託、民設公営等が含まれる。

²自治体クラウド

自治体間の情報システムのハードウェア、ソフトウェア、データなどを外部のデータセンター等において管理・運用し、ネットワーク経由で利用することができるようにする取組のこと。

第4 第4次登米市行財政改革大綱の進め方

1 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

2 推進体制と進行管理

(1) 推進体制

- ① 行財政改革の推進に当たっては、職員一人一人が改革意識を持ち、全職員が一丸となって改革を推進します。
- ② 市長を本部長とする「行財政改革推進本部」を中心に、関係次長等で組織する「行政管理改善委員会」において、効率的な運営を図ります。
- ③ 識見を有する方等による「行財政改革推進委員会」において、様々な視点から意見や助言をいただきます。

(2) 進行管理

- ① 第4次登米市行財政改革大綱の実効性を確保するために、取組項目ごとに実施計画（実行プログラム）を策定し、達成すべき目標や目標値及び期間や期限を定め、毎年度PDCAサイクルによる進行管理を実施します。
- ② 進捗状況については、市議会をはじめ広く市民に対して、広報紙やホームページ等を通じて公表します。

3 体系図

